

さ ぬ き 市 斎 場

指定管理者募集要項

令和7年8月

さ ぬ き 市

さぬき市斎場指定管理者募集要項

1 趣旨

さぬき市では、市が設置する火葬場について、市民サービスの向上と管理業務の効率化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及びさぬき市葬斎場条例（平成 14 年さぬき市条例 138 号）第 10 条の規定に基づき、当該施設を管理運営する業務を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 対象施設の概要

名 称	さぬき市斎場		
所在地	さぬき市大川町富田中 539 番地 2		
目 的	市民の火葬及び葬儀に関する施設		
施 設 概 要	敷地面積	8,730 m ²	
	建物構造	鉄筋コンクリート造（一部 2 階建）	
	建築面積	1,562 m ²	
	延床面積	1,516 m ²	
	建築年月	平成 10 年 10 月	
	棟内施設	1 階	ホール、待合ロビー、告別ホール、炉前ホール、収骨前ホール、収骨室、式場、控室、トイレ、事務室、炉作業室（人体炉 4 基、動物炉（別棟）1 基、使用燃料：白灯油）、操作室、霊安室等
		2 階	機械室
	駐車場	乗用車 40 台 バス 2 台	

(2) 年間火葬件数

項目 \ 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人 体	508 件	589 件	584 件	547 件	622 件
動 物	357 件	390 件	602 件	518 件	530 件

(3) 告別式等件数

項目 \ 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
通夜・告別式	3 件	1 件	4 件	4 件	1 件
告別式	1 件	1 件	1 件	1 件	0 件
霊安室	14 件	14 件	5 件	6 件	1 1 件

3 管理の基準

(1) 指定管理業務の遂行に当たっては、次の法令等の内容を理解の上、遵守してください。

- ① 地方自治法

- ② 墓地、埋葬等に関する法律及び同法施行規則
 - ③ さぬき市葬斎場条例及び同条例施行規則
 - ④ 労働基準法
 - ⑤ さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則
 - ⑥ さぬき市斎場指定管理者仕様書
 - ⑦ その他関係法令及び条例
- (2) 使用時間及び休業日は、次のとおりとします。
- ① 使用時間

火葬炉	午前 9 時から午後 5 時まで
告別式	午前 9 時から午後 4 時まで
通夜・告別式	午後 5 時から翌日の午後 5 時まで
 - ② 休 業 日 1 月 1 日
- (3) 個人情報の取扱いについて、指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 2 号の規定により、施設の管理運営を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関して市と同様の責務が課せられます。また、指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項について、さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年条例第 20 号）第 7 条の規定により、市と協定を締結しなければなりません。
- (4) 情報公開について、指定管理者は、さぬき市情報公開条例（平成 14 年条例第 11 号）第 20 条の 2 の規定により、指定管理者が保有する文書のうち、指定管理施設に関する文書の公開について努力義務等が課せられます。

4 指定管理業務の範囲及び具体的な内容

- (1) 施設の運営及び維持管理
- ① 遺体の出迎えから収骨までに関すること。
 - ② 火葬炉の運転及び設備の管理に関すること。
 - ③ 動物の死体の焼却処理に関すること。
 - ④ 施設の維持管理、清掃等に関すること。
 - ⑤ 施設敷地内及び駐車場の管理、清掃、草刈等に関すること。
 - ⑥ 墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬状況報告書の作成に関すること。
 - ⑦ 利用者の統計記録に関すること。
- (2) 施設の使用許可等
- ① 斎場の使用の許可に関すること。
 - ② 斎場の使用料の徴収に関すること。
- (3) 上記業務に付随する業務

5 自主事業

自主事業は、原則できません。

6 再委託

指定管理者は、指定を受けて実施する斎場の指定管理業務の全てを第三者に再委託

することはできません。ただし、一部の業務については、市と協議の上、再委託することを可能とします。

7 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで(5 年間)

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消すことがあります。

8 料金に関する事項

さぬき市斎場においては、利用料金制を採用しないため、収受した使用料等については、市が指示する方法により遅滞なく納付しなければなりません（指定管理者の収入とすることはできません。）。

9 応募資格

(1) 法人その他の団体等（以下「法人等」という。）で、仕様書に定めている業務を安定して遂行できる能力、実施体制を有し、3 年以上の火葬業務の経験があること。

(2) 法人等又はその代表者が次の者に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない法人等
- ② 破産者で復権を得ない法人等
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- ④ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- ⑤ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税を滞納している法人等
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行う法人等

10 申請の際に提出する書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 申請資格に係る書類
 - ① 法人登記簿の謄本(履歴事項全部証明書)
 - ② 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類（法人以外の団体は、会則及び代表者の身分証明書）
 - ③ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
 - ④ 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書又は完納証明書等で、この要項の告示以降に交付されたもの）
 - ⑤ 資格申立書（別紙 1）
 - ⑥ 誓約書 さぬき市が行う指定管理者の指定からの暴力団等の排除に関する要綱第 4 条に定める様式（別紙 2）

- ⑥ 従事予定者の氏名及び住所、実務履歴等を記載した書類
- ⑦ 特別徴収実施確認書
- (5) 法人等の活動に係る書類
 - ① 法人等の活動実績書
 - ② 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
 - ③ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

1 1 申請書等の提出

- (1) 受付期間
令和 7 年 8 月 21 日（木）から令和 7 年 9 月 12 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）
- (3) 提出方法
持参に限ります（郵送不可）。
- (4) 提出先
香川県さぬき市志度 5385 番地 8
さぬき市役所市民部生活環境課 TEL：087-894-1119 FAX：087-894-3000
メールアドレス seikatsu@city.sanuki.lg.jp
- (5) 提出部数
原本 1 部、副本（写し）14 部
- (6) その他
 - ① 申請に要する経費等は、申請者の負担とします。
 - ② 提出した書類の内容を変更（軽微な変更は除く。）することはできません。
 - ③ 提出された書類は、必要に応じて複写することがあります。また、理由のいかんにかかわらず返却はしません。
 - ④ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
 - ⑤ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出してください（辞退届の様式は問いません。）。
 - ⑥ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
 - ⑦ 市長が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
 - ⑧ 提出する証明書類（納税に係る証明を除く。）は、証明年月日が申請書提出時の前 3 か月以内のものとし、それぞれ発行官公署において定められ様式を使用してください。

1 2 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。

- (1) 開催場所及び日時
場所：さぬき市斎場
日時：令和 7 年 8 月 20 日（水） 午前 9 時 00 分から

(説明会終了後に施設の見学会を予定しています。)

(2) その他

説明会に参加しなくても、指定管理者の申請はできるものとします。また、施設の都合により開催時間を変更する場合があります。

1 3 質問の受付

質問の受付は次のとおりとします。

(1) 受付期間

令和7年8月25日(月)から令和7年8月29日(金)午後5時まで

(2) 受付方法

質問書(別紙様式、任意の様式でも可)により、FAX又は電子メールで提出してください(電話等口頭では、受け付けません。)

(3) 受付先

さぬき市役所市民部生活環境課

FAX: 087-894-3000 メールアドレス seikatsu@city.sanuki.lg.jp

(4) 回答方法

質問者には、FAX又は電子メールで、令和7年9月1日(月)までに回答します。

1 4 選定方法

指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、さぬき市指定管理者選定審議会により指定管理者の候補者を選定します。

指定管理者候補者の選定については、申請書類等による書類審査により行いますが、必要に応じてヒアリング及びプレゼンテーションを行います。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 選定基準

- ① 事業計画書による施設の運営が、住民の平等利用を確保できるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減を図られるものであること。
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(2) 選定結果

選定結果については、応募いただいた全ての法人等に文書で通知します。

1 5 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補者は、さぬき市議会での議決を経て指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は、指定管理業務の実施等に関し細部目的事項について市と協議の上、包括的な事項を定めた「基本協定」及び初年度の実施事項を定めた「年度協定」を締結します。なお、「年度協定」は各年度協議の上、更新するものとします。

1 6 指定管理料

指定管理料については、指定管理者から提出される収支計画等を踏まえて市と指定管理者で協議の上、予算編成の過程及び議会の議決を経て、「年度協定」において決定します。このため、申請時に提出のあった額を下回る場合があります。

1 7 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置に関する事項

指定管理業務は、原則 5 年間適切に実施する必要があることから、協定書では指定管理期間中に指定管理業務の継続が困難となった場合（指定管理者の経営破綻、又はその疑念が生じた場合等）の責任の所在を明確にするとともに、その規定に従い対応するものとします。

1 8 その他

- (1) 応募団体が次の事項に該当した場合には、失格になることがあります。
 - ① 募集要項の内容を遵守しない場合
 - ② 本件募集に関して、さぬき市指定管理者選定審議会の委員に接触を行った場合
- (2) 業務に関連し、第三者への損害や指定管理者の故意又は過失により生ずる施設及び設備への損害に対する賠償責任に対処できるよう施設賠償責任保険等、適切な保険に加入してください。

様式第 1 号(第 2 条関係)

指 定 申 請 書

令和 年 月 日

さぬき市長 大山 茂樹 殿

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

連絡先(電話)

さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第 3 条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名称)

さぬき市斎場

添付書類

- 1 事業計画書(様式第 2 号)及び収支予算書(様式第 3 号)
- 2 定款の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 3 団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 その他市長が必要と認める書類

さぬき市斎場に関する事業計画書

申請年月日

令和

年

月

日

団 体 名						
代 表 者 名				設 立 年 月 日		
団体所在地						
電 話 番 号				F A X 番 号		
E - m a i l						
現在運営している類似施設名	所 在 地		主な事業内容		運 営 開 始 年 月 日	
			開始	年 月 日		
			終了	年 月 日		
			開始	年 月 日		
			終了	年 月 日		
			開始	年 月 日		
			終了	年 月 日		
			開始	年 月 日		
			終了	年 月 日		

事 業 計 画 書（別紙可）

【管理運営を行うに当たっての経営方針について】

【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について】

【施設の管理について】

1 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む。)

2 職員の研修計画

3 経理

【施設の運営について】

1 年間の自主事業計画(「自主事業計画」については別紙に記入のこと。)

【自主事業不可のため記入不要】

2 サービスを向上させるための方策

3 利用者等の要望の把握及び実現策

4 利用者のトラブルの未然防止及び対処方法

5 その他(地域との連携、他施設との連携等)

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

- 1 防犯、防災の対応

- 2 その他、緊急時の対応

【団体の理念について】

- 1 団体の経営方針等

- 2 指定管理者の指定を申請した理由

- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

その他特記すべき事項があれば記入してください。

自主事業計画書(年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

様式第 3 号(第 2 条関係)

さぬき市斎場の管理に関する業務の収支予算書(年度)

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収 入 合 計 (A)			
項			
目			
支 出 合 計 (B)			
項 目	人 件 費		
	事 務 費		
	事 業 費		
	管 理 費		
	事務経費		
収支 (A)－(B)			

(備考)
1 年間(1 2 月)の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

資 格 申 立 書

令和 年 月 日

さぬき市長 大山 茂樹 殿

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

連絡先（電話）

さぬき市斎場の指定管理者の申請について、下記のとおり申し立てます。

記

- | | | |
|---|----------------------------|--------|
| 1 | 法律行為を行う能力を有しない | に該当しない |
| 2 | 破産者で復権を得ない | に該当しない |
| 3 | さぬき市における一般競争入札等の参加を制限されている | に該当しない |
| 4 | 指定管理者の指定の取消しを受けたことがある | に該当しない |

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、香川県警察本部及び当該所管地元警察署に照会することについて承諾します。

記

自社の役員等又は自己は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- ② 暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ③ 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員であると知りながら、暴力団又は暴力団員と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等これらを不当に利用している者

令和 年 月 日

さぬき市長 大山 茂樹 殿

所 在 地

団 体 名

(ふりがな)

代表者氏名

⑨

さぬき市斎場指定管理者募集

質 問 書

(送付先)

さぬき市 市民部 生活環境課 (担当：山下)

F A X 0 8 7 - 8 9 4 - 3 0 0 0

E-mail seikatsu@city.sanuki.lg.jp

【提出年月日】 令和 年 月 日

事 業 者 名	
担 当 者	
連 絡 先	F A X
	E-mail アドレス
質 問 事 項	